

「教職員多忙化解消アクションプラン」の概要について

1 プランの目的

公立学校の教職員が自ら学び、児童生徒と向き合う時間を確保するため、長時間勤務を改善することにより、学校のチーム力や教員の指導力を最大化し、豊かな教育環境の形成を目指す。

2 現状と課題

2017年6月に実施した公立学校教員の勤務実態調査において、小学校教諭の約4割、中学校教諭の約7割、高等学校教諭の約5割が、週20時間（月80時間）以上の時間外勤務を行っており、看過できない状況にあることが判明した。

このままでは、教職員自らが様々な経験をして自己研さんする時間と、教職員が子どもとじっくりと向き合う時間の確保ができず、子どもたちが安心して学べる環境や保護者が信頼して子どもを預けられる環境を維持できなくなる恐れがある。

3 プランの期間

3年間（2018年～2020年）

4 教員の時間外勤務の削減目標

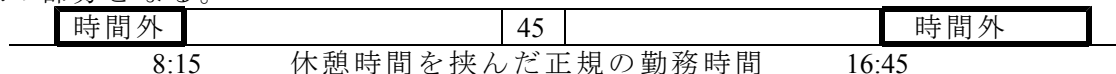
（1）最終目標値

○時間外勤務時間※1週間あたり11時間以下（月45時間以下）
○業務繁忙な時期でも1週間あたり20時間以下（月80時間以下）

目標値については「働き方改革実行計画案」（首相官邸 働き方改革実現会議）にある「時間外勤務の上限を原則月45時間」「一時的に事務量が増加した場合の上限の一つの目安月80時間」それぞれを4週で除した数字とした。

※時間外勤務時間とは

正規の勤務時間開始前と終了後に行っている業務時間を指し、平日1日のモデルで見ると太線の部分となる。



（2）3年間の削減目標値

時間外勤務時間30%削減（2017年度比）

30%削減することによって、時間外勤務時間が小学校・高等学校では週11時間に近づく。また、中学校では週20時間を2割ほど割り込むことができる。

例：教諭	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
2017年	17時間00分	23時間49分	18時間03分	9時間08分
2020年	12時間00分	16時間19分	11時間48分	6時間38分
最終目標値	11時間（業務繁忙の時期20時間）			

5 2018年度の主な取組（※平成30年度新規事業）

（1）大規模校へのスクール・サポート・スタッフ※の配置（小学校）

学習プリントの印刷、学年・学級事務（集金、備品管理、教材・教具準備、軽微な事務連絡・調整、調査集計・回答書案作成等）などを教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフを大規模校の小学校に配置することにより、教員がより児童の指導や教材研究等に注力できる体制の整備を図る。

（2）専門スタッフとの連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、県立特別支援学校に配置する教育支援アドバイザー※などの専門スタッフとの連携を図り、教員がより専門性を発揮できる体制を整備する

（3）部活動指導員※の配置（中学校・高等学校）

単独で部活動の指導ができる部活動指導員を配置し、部活動の質的向上や教員の負担軽減を図る。

（4）部活動休養日を以下のように設定する。

- 中学校 平日週1日及び土日いずれか週1日以上
- 高等学校 平日週1日及び土日いずれかを月2日以上
- 中高共通（長期休業中）

学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始などにまとまった休みを設ける。

（5）部活動練習時間の上限を以下のように設定する。

- 中学校 平日2時間 休日3時間
- 高等学校 平日3時間 休日4時間

練習日、練習時間の制限を設けることで、生徒の学習時間等を確保するとともに、教員の授業準備などの時間も十分に確保する。

（6）児童生徒一斉下校日の設定

原則として週に1日、学校ごとに一斉下校日を設定し、児童生徒の自宅学習時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間、あるいは、効率的な校務運営のための打合せ、会議の時間を確保する。

(7) 夏季休業中における学校閉庁日の設定

各学校において、いわゆるお盆期間3日（例8月13日～15日）を学校閉庁日と定め、週休日の振替の際に指定するとともに、夏季休暇、年次有給休暇の取得促進を図る。

6 2019年度以降導入を検討する取組

- (1) 2019年度
法律に関するアドバイザーの設置
- (2) 2020年度
統合型校務支援システム等の在り方

7 実施にあたっての連携体制

市町村教育委員会、PTA、校長会、体育連盟等の関係団体と連携を図りながら、実効性ある取組を行っていく。